

## 公益財団法人尾瀬保護財団の寄付の受領に関する取扱い基準（内規）

（趣旨）

第1条 この基準は、公益財団法人尾瀬保護財団の寄付の受領について、必要な事項を定めるものとする。

（寄付申込書）

第2条 寄付の申込があったときは、必要に応じ寄付申込書（様式1、様式2）を徴するものとする。

（寄付の受領）

第3条 寄付を受領したときは、寄付台帳（様式3）に記載するとともに、原則として寄付金の額に関わらず領収書（様式4）を寄付者に対し、交付するものとする。

（感謝状、記念品等の贈呈基準）

第4条 感謝状及び記念品は、寄付金額の累計に応じて、原則として以下のとおり贈呈するものとする。なお、物品の寄付についての取扱は、その都度事務局長が定める。

### 2 感謝状、記念品等の贈呈金額

（1）寄付者が個人の場合

- イ. 金額の累計が50万円に達した場合 感謝状及び写真パネル
- ロ. イ以降、金額の累計が50万円単位を超える毎に、感謝状及び写真パネル

（2）寄付者が団体、企業等の場合

- イ. 金額の累計が50万円に達した場合 感謝状
- ロ. 金額の累計が100万円に達した場合 感謝状及び写真パネル
- ハ. ロ以降、金額の累計が100万円単位を超える毎に、感謝状及び写真パネル

（感謝状等の贈呈）

第5条 感謝状及び記念品は、原則として理事長、常務理事又は事務局長から寄付者に手渡すものとする。

ただし、口座振込による寄付等のため、寄付者の来訪がない場合には、後日、郵送等の手続きをとるものとする。

（感謝状等贈呈台帳）

第6条 感謝状及び記念品を贈呈した場合には、贈呈の状況を明らかにするため、感謝状等贈呈台帳（様式5）を備えるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 施行日以前の寄付についても、必要に応じて適用することができるものとする。
- 3 この基準は、平成11年8月17日から施行する。
- 4 この基準は、平成18年5月1日から施行する。
- 5 この基準は、平成21年12月28日から施行する。
- 6 この基準は、平成25年 4月 1日から施行する。

7 この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。